熊本大学教職員組合は熊本中央法律事務所と法律顧問契約を更新しました!!

―組合員のみなさんには「無料法律相談」をご利用いただけます―

熊本大学教職員組合は、2024 年度定期大会決定（2024.8.1）に基づき、熊本中央法律事務所と引き続き法律顧問契約（同日付け）を結びました。これにより、給与減額問題をはじめ組合が取り組む様々な問題や組合員からの相談について、法的なアドバイスを得ることができる体制を維持できました。

このニュースでは、組合員が利用できる「無料法律相談」についてあらためてお知らせするとともに、熊本中央法律事務所の発足から現在に至る経緯とこれまで取り組んできた主な事件をまとめた原稿を同法律事務所から寄せていただきましたのでご紹介します。

【無料法律相談の利用方法について】

＜無料法律相談について＞

組合員は、1 回 30 分の法律相談を無料で受けることができます。相談内容は、仕事以外のことでもかまいません。

＜具体的な利用方法＞

利用される場合は、組合事務所（本部・医学部支部）に利用希望の旨だけをご連絡いただき、日時等については、熊本中央法律事務所に直接お問い合わせください。その際、熊大教職員組合員であることをお伝えください。相談内容等に応じて、熊本中央法律事務所が対応してくださいます。

＜相談料の支払いについて＞

相談料の支払いについては、相談が終わったときにいったん料金（30 分の相談で 5,500 円）を熊本中央法律事務所に直接お支払いください。同事務所発行の領収書を組合事務所（本部・医学部支部）にお届けいただきましたら、組合が 5,500 円をお支払いします。

＜留意していただきたいこと＞

通常であれば相談は 30 分で十分とのことですが、事案によっては 30 分を超過する場合があるようです（熊本中央法律事務所）。超過分については、自己負担となります。

異なる案件（相談内容）の場合は、一年度につき一人 2 回までご利用いただけます。また、当然ながら、組合員名及び相談内容等の個人情報は保護されます。

職場や労働条件に関することであれば、いつでも組合にご相談ください。ひとりで悩まずに、無料法律相談をご利用ください。

赤煉瓦
熊本大学教職員組合
No. 5
2024. 9. 30
内線:3529　FAX:346-1247
ku-kyoso@kumamoto-u.ac.jp
http://union.kumamoto-u.ac.jp/

【熊本中央法律事務所を紹介します】

こんにちは、２０１３年の顧問契約締結以降、私たち熊本中央法律事務所（所長弁護士板井俊介)は、みなさまの組合の法律顧問を担当させていただいております。

当事務所は現在、５名の弁護士(板井俊介、久保田紗和、髙島周平、石黒大貴、松永友樹)と４名の事務局員の合計８名で活動しています。

当事務所は、今から約４０年前の１９８１年４月、加藤修弁護士を初代所長として設立されました。同年１１月には板井優弁護士も加わり、水俣病裁判、南九州税理士会政治献金訴訟、ハンセン病国賠訴訟、川辺川ダム利水訴訟、原爆症認定訴訟、トンネルじん肺根絶訴訟、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟など様々な社会問題に事務所として関わり続けてきました。

現在も、多くの労働事件を含め、ノーモア・ミナマタ第２次訴訟、自衛隊内いじめ自死国家賠償請求訴訟、建設アスベスト訴訟、技能実習生問題など様々な事件に取り組んでいます。

また、労災事案、専門業務型裁量労働制、残業代請求、産前産後休暇をめぐる問題等の労働事件に関係する最新判例や論点を分析し、皆様のお役に立てるよう研鑽を積んでおります。

私たち熊本中央法律事務所は、みなさんにとって身近な存在でありたいと願っております。

職場での問題に限らず、日常生活に関する問題でも構いませんので、どうぞお気軽にご相談にお越しください！

【ケース１】（遺産の調査）

両親の遺産分割の話し合いを長年してきませんでしたが、ついこの前、疎遠になっていた兄から遺産分割をしたいと申し出がありました。不動産もあり、今年の４月から相続登記が義務化されたとも聞いています。しかし、時間が経ちすぎて、両親の遺産の範囲が分かりません。

相続において、亡くなった方のご遺産の範囲や内容が分からないといったケースはよくお聞きします。

また、相続登記が２０２４年４月１日から３年以内にすることが義務化（それ以前の相続の場合も３年の猶予期間あり）されました。不動産を相続されることになった場合、上記の義務化の関係で、急ぎ遺産分割協議を完了されたいケースも多くお見受けするようになりました。

ケース１の事案では、まずは相続調査をされることをお勧めします。

銀行や証券会社に口座があるかどうかや口座の取引履歴（およそ１０年前までであれば遡ることができま

（裏面につづく）

す)、生命保険の有無などのプラスの財産から債務・借金の有無などのマイナスの財産まで調べることが可能です。もっとも、調査のためには、戸籍や除籍を含む開示請求のための資料を多数準備する必要があります。弁護士に一括にしてご依頼いただく場合には、調査報告書の形式でご報告させていただくことも可能ですので、お困りの際には、お問合せください。

【ケース２】（亡くなられたご親族に借金があることが判明）

先日、父が亡くなり、父に多額の借金があることが判明しました。どのように対応すればいいでしょうか。

被相続人（父）が亡くなると、被相続人の財産は相続人（妻・子など）に相続されます。相続される財産は、プラスの財産だけではなく、マイナスの財産（借金）も含まれますので、何も手続をしなければ、相続人が被相続人の借金を受け継ぐことになってしまいます。

相続人が借金を受け継がないようにするためには、「自己のために相続の開始があったことを知った時（≒被相続人が亡くなったことを知った時）から３か月以内」に、家庭裁判所に書類を提出し、相続放棄の手続をする必要があります（民法９１５条１項）。

しかし、被相続人が亡くなったことを知ってから３か月以上経過した後に、被相続人の借金が判明する場合もあるかと思います。そのような場合にも一切認められないかというとそうではなく、借金の請求が来たときから３ヶ月以内であれば、相続放棄できる可能性が残っています（最高裁第二小法廷昭和５９年４月２７日判決）。

ただし、民法９１５条１項の例外的措置になりますので、要件があるほか、借金があることが判明してから守らなければならないこともあるため、その場合には、弁護士の関与が望ましい事案になります。もし被相続人に借金があり、どのように対応したらいいか分からない場合は、早めに弁護士に相談されることをおすすめします。

【ケース３】（産休・育休の取得による不利益取扱い）

副主任でしたが、産休・育休後、職場に復帰した際に降格させられ、給与も下がってしまいました。上司からは、「もう新しい副主任がいるから。」とだけ説明されました。産休・育休前の状態に戻してもらえないのでしょうか。

産休や育休の取得を理由として不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されており（男女雇用機会均等法９条３項、育児介護休業法１０条など）、原則として無効です。

降格は「不利益な取扱い」ですので、問題は、今回の降格が、「妊娠・出産・育休等を理由として」されたかどうかですが、この「理由として」というのは、「妊娠・出産・育休等の事由を契機とし」たかどうかで判断されます。不利益取扱いが妊娠・出産・育休等の事由の終了から１年以内に行われた場合、「契機とし」て行われたといえます。

もっとも、事由の終了から１年を超えていても、人事措置が定期的に行われる場合や雇い止めなどの事例では、妊娠・出産・育休等の終了から最初のタイミングまでの間に不利益取扱いがなされた場合には「契機として」なされた不利益取扱いと判断されます。

育休終了後すぐに降格させられたということは、基本的には育休の事由を契機として行われたものと推定されますので、その他特殊な事情がない限りは、降格処分が無効になる可能性が高いものと思われます。その場合、降格によって失われた賃金等を請求できる可能性がありますので、ご相談いただけますと幸いです。

【熊本中央法律事務所の問合せ先】

〒８６０－００７８
熊本市中央区京町２丁目１２番４３号　岡村ビル２階
ＴＥＬ（０９６）３２２－２５１５
ＦＡＸ（０９６）３２２－２５７３

営業時間：平日９：３０～１７：３０
駐車場：当事務所横に駐車場を備えております。
公共交通機関：「京町本丁」バス停より徒歩５分、「京町柳川」バス停より徒歩１分

▲事務所 HP はこちら

★ホームページからのご予約も可能です。組合員様である旨をご入力いただけますと幸いです。